

千葉県漁業調整規則（案）の概要

【構成】

- 第 1 制定の理由
- 第 2 規則例改正に伴う所要の改正
- 第 3 その他の改正
- 第 4 現行規則のうち、規則例に規定がないものの引き継ぎ、存置する規定
- 第 5 附則関係

第 1 制定の理由

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、平成 30 年 12 月 14 日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）が公布され、資源管理措置、漁業許可制度、漁業権制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されたところである。

改正法に合わせ、従前の都道府県漁業調整規則例及び都道府県内水面漁業調整規則例（平成 12 年 6 月 15 日付け 12 水管第 1426 号水産庁長官通知）が廃止され、新たに都道府県漁業調整規則例（令和 2 年 4 月 28 日付け 2 水管第 155 号水産庁長官通知。以下「規則例」という。）が定められ、海面漁業調整規則例と内水面漁業調整規則例の一本化、目的規定の変更、知事許可漁業について大臣許可漁業に準じた手続等の規定の見直し等の改正が行われた。

都道府県漁業調整規則例の改正に伴い、本県においても漁業調整規則の抜本的な見直しが必要となったことから、千葉県海面漁業調整規則（昭和 40 年千葉県規則第 69 号。以下「海面規則」という。）及び千葉県内水面漁業調整規則（昭和 41 年千葉県規則第 7 号。以下「内水面規則」という。）を廃止し、新たに千葉県漁業調整規則（以下「新規規則」という。）を制定する。

第 2 規則例改正に伴う漁業の許可の手続等に係る所要の改正

1 海面規則及び内水面規則の一本化

現行の海面規則及び内水面規則（以下これらを「現行規則」という。）の適用範囲について明確な線引きがなされていない河川があることから、河口付近における漁業関係法令違反（いわゆる密漁）の取締りについて疑義が生じるおそれがあることから、効果的な取締りを実施するため、規則例と同様に海面規則及び内水面規則の一本化を行う。

2 目的規定の改正（制定文及び第 1 条関係）

改正法により、漁業法（昭和 24 年法第 267 号）の目的並びに漁業法及び水産資源保護法（昭和 26 年法第 313 号）における規則の制定根拠となる条項が改正されたことから、規則例と同様に改正法による改正後の漁業法（以下「法」という。）及び水産資源保護法に基づく内容に改正する。

なお、本県においては、全部改正の場合を除き、制定文は記載しないこととしている。

3 大臣許可漁業を準用した手続等の規定を設けることに関する改正（第 5 条から第 7 条、第 9 条から第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号まで、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 18 条第

1 項及び第 2 項、第 19 条第 1 項、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 49 条並びに第 51 条関係)

公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、大臣許可漁業の規定に準じて知事許可漁業の許可の手續等が法定されたところであるが、漁業者等にとって規制の内容が理解しやすいものとなるよう、法定されている条項についても確認的に記載するなど、規則例と同様の改正を行う。

(1) 不許可処分、許可の条件の付加、許可の取消し等の際の海区漁業調整委員会の意見聴取 (第 9 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 22 条第 2 項関係)

法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 3 項において、知事は制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされており、同条第 5 項において許可等の申請者の数が公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準を定める際にも関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされている。

他方、第 9 条第 2 項に規定する許可又は起業の認可をしない場合、第 13 条第 2 項に規定する許可又は起業の認可後の条件の付加、第 22 条第 2 項に規定する適格性の喪失等による許可等の取消し等の手續については、法の関係条項においては、海区漁業調整委員会の意見を聴く規定は置かれていないが、漁業者にとって重大な影響を与えるこれらの処分を行うに当たり、客観的かつ公正な判断に資するよう、現行どおり漁業調整委員会の意見を聴取することとする。

(2) 知事が定める制限措置 (第 11 条第 1 項関係)

ア 漁業種類 (第 1 号関係)

法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び第 4 条第 1 項に規定する漁業については、漁業種類ごとに船舶の数や操業の実態等を勘案して制限措置を設ける必要があるため、「漁業種類 (知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。)」を規定する。

イ 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数 (第 2 号関係)

法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び第 4 条第 1 号から第 14 号までに掲げる漁業ごと及び船舶ごとに許可を要する漁業 (以下「対人対船許可漁業」という。) については、船舶を使用して行う漁業であり、船舶等の数及び船舶の総トン数を制限しなければ、資源への悪影響や漁場の使用に関する紛争が生じるおそれがあることから、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数」を規定する。

また、同項第 15 号から第 20 号までに掲げる漁業ごとに許可をする漁業 (以下「対人許可漁業」という。) については、船舶を使用しない又は使用する船舶を限定する必要のない漁業であるが、許可を受ける漁業者の数を制限しなければ、資源への悪影響や漁場の使用に関する紛争が生じるおそれがあることから、「漁業者の数」を規定する。

ウ 推進機関の馬力数 (第 3 号関係)

以下に掲げる漁業については、推進機関の馬力数が漁獲能力に影響する漁業であり、資源への悪影響を防止するため、改正後も引き続き、推進機関の馬力数を制限する必

要があるため、「推進機関の馬力数」を規定する。

(ア) 小型機船底びき網漁業のうち「板びき網漁業」、「手繰第1種漁業」、「手繰第2種漁業」及び「手繰第3種漁業」

(イ) 機船船びき網漁業のうち「しらうお船びき網漁業」及び「ぱっち網漁業」

エ 操業区域及び漁業時期（第4号及び第5号関係）

本県地先沖合海面では、多様な漁業が複層的に営まれており、漁場の使用に関する紛争を防止し、海面の総合的な利用を図るために、漁業種類ごとに操業区域及び漁業時期を制限しているが、今後も、引き続き、同様の制限をする必要があることから、「操業区域」及び「漁業時期」を規定する。

オ 漁業を営む者の資格（第6号関係）

これまで本県の知事許可漁業については、操業の実態や長年の漁業調整の経緯を踏まえ、漁業種類ごとに定めている許可方針において、許可の基準などを規定し、他の許可漁業や免許漁業などの他種漁業との漁場の使用に関する紛争を防止し、海面の総合的な利用を図るため、操業区域に接する地域に住所や船舶の根拠地を有する者あるいは共同漁業権者の同意を得た者などに許可を限定し、運用してきたところである。

今般、改正法において、知事許可漁業について大臣許可漁業に準じて手続等が見直されたことを受け、規則例から許可等をしない場合の規定であった「漁業調整又は資源保護培養上必要があると認める場合」が削除されたところであるが、改正後も引き続き、漁業調整上支障がないよう許可を運用していくためには、許可対象者の範囲を限定する必要があることから、許可対象者の住所や船舶根拠地の要件あるいは免許漁業との調整を図るための措置を規定していく必要がある。

また、隣県との入会協定に基づき、他県の漁業者に対し許可を行う場合においては、当該協定の対象者に限定した許可とする必要がある。

これらのことから、第1号から第5号までのほか、第6号として「漁業を営む者の資格」を制限措置として規定する。

(3) 許可等の申請期間（第11条第2項関係）

これまで海面規則第8条第2項において、定数漁業に係る許可の申請期間については知事が定める期間中にしなければならないこととし、同条第3項において、知事が定めた申請期間を公示することとしている。

改正後も第11条第1項に基づき許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等の制限措置を定め、許可等を申請すべき期間を公示しなければならないこととしているが、当該申請すべき期間については、当該漁業を営もうとする者に十分な周知が行われ、申請に必要な書類が準備されるまでに少なくとも1月が必要であることから、許可等を申請すべき期間は、1月を下らない範囲で漁業の種類ごとに知事が定める期間と規定する。

また、隣県との入会協定の交渉の決定が漁業時期の直前になる場合や漁業時期の直前に許可枠に空きが生じ、追加公示を行う場合など、公示する日と許可予定日の間が1月未満となる状況も想定されることから、許可等を申請すべき期間について、漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる場合の除外規定を設けることとする。

(4) 承継許可の要件の見直し（第14条第1項第3号関係）

これまで海面規則第 28 条第 1 項において、定数漁業に係る許可の承継の要件については、共同経営化、法人化、従事者自立等の場合に限定していたが、今後は、許可の制限措置で調整を行うこととすれば承継の要件を限定する必要がないことから、規則例に倣い承継許可に係る規定を設けることとする。

なお、本県においては、承継許可を限定して運用する必要がないことから、承継許可の対象とする漁業の種類は、法 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業及び第 4 条第 1 項第 1 号から第 14 号までに掲げる漁業（全ての対人対船許可漁業）とする。

(5) 許可の有効期間（第 15 条第 1 項関係）

これまで知事許可漁業の許可の有効期間については、過去の都道府県漁業調整規則例（昭和 38 年 10 月 23 日付け 38 水漁業 6982 号水産庁長官通知）において、許可漁業の漁具・漁法の進歩発達に即応し、許可の有効期間が 5 年から 3 年に改められたことを受け、現行海面規則を制定した昭和 40 年から 3 年を基本として管理してきた。

しかしながら、半世紀以上が経過する中、許可漁業の漁具・漁法の進歩発達は落ち着き、安定した状況となっていることを踏まえ、法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項の規定に基づき、5 年とする。

他方、うなぎ稚魚漁業については、これまで養殖用うなぎ種苗を確保する目的に限り、特別採捕許可により全長制限等の規制を解除して採捕を認めてきたところであるが、当該許可の有効期間は 1 年以下としている。これは、うなぎに係る資源変動や国際的・社会的情勢の変化に迅速に対応する必要があるためであり、引き続き規則例どおり 1 年とする。

なお、以下の場合においては、許可の有効期間を 5 年とすることができないため、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で引き続き、短い有効期間を定めることができる旨を規定する。

- ア 起業の認可に基づき許可する場合及び許可の有効期間の途中で新規許可を行う場合**
- イ 隣県との入会協定に基づき許可を行う場合**
- ウ いるか突棒漁業**

(6) 休業による許可の取消しの期間（第 20 条第 1 項関係）

改正法により、資源管理の状況等の報告が義務付けられたことを踏まえ、操業実態が全くないような場合がないかなど、許可の活用状況を十分に把握した上でこれまで以上に許可漁業を適切に管理していく必要があるが、許可の活用状況の実態を見極めるには一定の期間が必要であることから、法第 58 条において準用する法第 51 条第 1 項に基づき規則で定める期間は、現行と同様の期間とする。

(7) 資源管理の状況等の報告（第 21 条関係）

これまで漁獲成績報告書については、許可を発給している全ての許可漁業において漁業種類ごとに許可方針において様式を定めて年 1 回を基本として提出を求め、操業状況や対象魚種の資源状況の把握に活用してきたところである。

今般、法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項において、資源管理の

状況等の報告が法定されたことを受け、これまで以上に操業実態を的確に把握し、また、報告内容を資源評価や資源管理に生かせるよう規則の規定を整理する。

(8) 公益上の必要による許可等の取消し等（第 23 条関係）

大臣許可漁業と同様に、公益上の必要により許可等の取消し等を行う可能性もあることから、本県の知事許可漁業においても、漁業調整その他公益上の理由による許可の取消し等の規定について、規則例に倣い規定する。

(9) 許可証の交付（第 24 条関係）

法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条に規則で定める許可証については、規則例において、様式を定める形式から、様式の記載事項を規定する形式に改められたことから、本県としても今後の電子申請等への対応を見据えて同様の改正を行う。

(10) 衛星船位測定送信機の備付け命令（第 51 条関係）

法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 2 項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機等の備え付け命令等ができることとされた。

このため、本県としても、漁業秩序の維持や漁業取締りの高度化を図るため、今後、許可船舶に VMS の備付け等を義務付けできるように、所要の規定を整備する。

4 知事許可漁業の定義（第 4 条関係）

(1) 許可の対象とする漁業の種類

法第 57 条第 1 項に基づき規則で定める知事の許可を受けなければならない漁業については、従来どおり許可制を継続する漁業のほかに、一部を新設又は削除し、第 4 条第 1 項第 1 号から第 20 号のとおり規定する。

ア 各漁業の定義の規定ぶりの変更

規則例における各漁業の定義の規定を踏まえ、対象種の採捕を目的とする漁業にあつては「〇〇をとることを目的とする漁業」とし、漁法による漁業にあつては「〇〇により行う漁業」と規定する。

また、法においては、「採捕する」は水産動植物全般を対象とする場合、「とる」は具体的な水産動植物を対象とする場合としていることから、同様の規定ぶりとする。

イ 刺し網漁業に係る漁業種類の整理

かじき等流し網漁業については、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）において、関係する規定が見直されたことに伴い、新規則においてかじき等流し網漁業に係る採捕禁止等を規定（第 41 条）するなど、所要の規定を整備することに合わせ、知事許可漁業の定義を明確にする必要があることから、知事許可漁業の種類について、刺し網漁業から独立させて規定する。

ウ 免許漁業の適用除外の規定ぶりの変更

本県では知事許可漁業のうち、漁業権に基づく漁業については、漁業権者たる漁業協同組合が漁業権行使規則に基づき行使者を適切に管理していることを踏まえ、知事許可漁業との重複を避けるため、海面規則第 7 条のただし書において、漁業権に基づ

く場合は許可を受けることを不要と規定している。

今回の改正においても、本県においては、こうした場合には従前どおり許可を受けることを不要として運用していくことが漁業調整上適当であるが、法における知事許可漁業の規定ぶりを踏まえ、第4条第1項の知事許可漁業の定義から漁業権に基づく場合を除外して規定する表記に改める。

(2) 対人対船許可又は対人許可とする知事許可漁業の種類

海面規則第7条柱書に規定する対人対船許可及び対人許可の区分について、規則例と同様に第4条第2項に規定するものとする。

なお、既存の知事許可漁業の対人対船許可及び対人許可の区分については、従来どおりであるが、今回新設する知事許可漁業については、船舶を使用して操業する実態がある場合は、漁業取締り上船舶にかからしめて許可を管理することが適当であることを踏まえ以下のとおりとする。

○いか釣り漁業 ⇒ 対人対船許可漁業

○なまこ漁業及びうなぎ稚魚漁業 ⇒ 対人許可漁業

(3) 密漁対策等に対応した知事許可漁業の見直し

ア 特定水産動植物の採捕禁止に係る知事許可化

今回、密漁対策として、法第132条第1項において、悪質な密漁の対象となるおそれが大きい特定水産動植物（漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第41条第1項において、うなぎ稚魚、あわびおよびなまこを指定）については、漁業の許可や漁業権等に基づいて採捕する場合を除き、採捕が禁止されることとなった。

本県におけるなまこ漁業については、漁業の許可又は漁業権に基づくもののほかに自由漁業（漁業の許可にも漁業権にも基づかないもの）の実態があり、特定水産動植物への指定に合わせて、制限措置を設けて適切に管理しながら操業を継続させていく必要があることから、なまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定する。

また、うなぎ稚魚については、これまで養殖用うなぎ種苗とする目的に限り特別採捕許可により全長制限等の規制を解除し、採捕を認めてきたところであり、特定水産動植物への指定に合わせて、制限措置を設けて適切に管理を行いながら採捕を継続させて必要があることから、うなぎ稚魚漁業を新たに許可漁業の対象とする。

イ 長期間実態のない知事許可漁業の見直し

海面規則第7条に規定する知事許可漁業（計18漁業）のうち、第13号の「えびかぶせ網漁業」及び第14号の「空釣り縄漁業」については、長期間許可の実績がなく、効率的でない漁法の特性や対象資源の状況から判断し、今後も操業が見込まれず、今後、許可制を継続する必要性がなくなったと判断されることから、知事許可漁業の種類から削除する。

ウ 委員会指示に基づく承認漁業（いか釣り漁業）の知事許可漁業化

改正法において、全ての知事許可漁業について資源管理の状況等の報告が義務付けられたことを踏まえ、資源が低迷しているスルメイカの資源管理をより適切に実施していくため、委員会指示に基づく承認制から許可制とし、資源管理の高度化に資する制度を整備する。

5 許可証の書換交付の申請（第 27 条関係）

これまで海面規則第 17 条において規定する許可証の書換えの交付申請に関する規定は、海面規則第 16 条第 1 項に規定する許可の内容の変更の許可に係る規定との相違を明確化するため、海面規則第 17 条において「漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。」と規定していたが、法第 58 条において準用する法第 47 条の規定により、制限措置と異なる内容により許可漁業を営もうとするときは知事の許可を受けなければならないこととされたことから、規則例に合わせた改正を行う。

6 内水面における水産動植物の採捕の許可（第 33 条関係）

内水面規則第 6 条において規定する内水面における水産動植物の採捕の許可について、第 33 条において規則例と同様に規定する。

一部の手続規定については、第 13 項において、第 4 条の漁業の許可に係る手続規定を準用するが、法において漁業の許可を従来の「許可内容」から「制限措置」により管理していく仕組みになり、漁業許可の変更許可が制限措置と異なる内容により当該許可漁業を営む場合の手続となったことに合わせ、規則例において内水面の採捕の許可内容に係る取扱いが見直されたことから、本県においても同様に扱うものとし、第 16 条に規定する変更の許可は準用しない。併せて、内水面規則第 13 条に規定する採捕の許可の内容に違反する採捕の禁止については、今後は許可の条件により規制することが適当であることから規定しない（経過措置として附則にみなし規定を設ける。）。

また、今後、うなぎ稚魚漁業を許可漁業に移行するに当たり、当該漁業許可に基づいて採捕する場合であって、本条第 1 項に掲げる漁具（ふくろ網など）を用いる場合については、本条の採捕の許可が不要となるよう措置する必要があることから、規則例第 34 条第 2 項第 1 号の規定と同様、当該許可に基づいて採捕する場合には、本条第 1 項の適用が除外されるよう措置する。

7 緯度経度表記（第 35 条第 2 項、第 36 条第 1 項及び第 37 条第 1 項の表の第 26 号関係）

衛星測位及び地理情報システムの技術の発達により、水面における緯度経度の情報を容易に得られる状況となっていることを踏まえ、禁止区域等を明確にし、より適切な取締りを行うことができるようにするため、以下の基点の標記について必要な改正を行う。

改正に当たっては、禁止区域等をより分かり易く周知するため、従来の基点と緯度経度とを併記する。

(1) 東京内湾

(2) 千葉大学海洋バイオシステム研究センター地先の禁止区域

(3) たいの浦の禁止区域

8 「禁止期間」、「全長等の制限」及び「禁止区域等」に係る規定の整理（第 37 条関係）

(1) 「禁止区域等」の条項への統合

これまで海面規則第 36 条及び内水面規則第 25 条において禁止期間を、また、海面規則第 37 条及び内水面規則第 26 条において全長等（大きさ）の制限を規定している。

禁止期間と全長等の両方を制限している水産動物について、禁止期間中に全長等の制

限サイズ以下の大きさのものを採捕した違反については、1つの違反であるにもかかわらず、2つの条項の違反となりうる規定であったことから、規則例においては、これら重複する規定を適正化するため、こうした水産動植物の採捕の制限については、規則例第36条及び第37条から削除され、禁止区域等を規定している第41条に移行された。

規則例と同様に、禁止期間と全長等の制限の両方を規定している水産動物（いせえび、たいらぎ、あわび、とこぶし、さざえ）のみを禁止区域等の条項に移行した場合は、複数の条項に跨って分かりにくい規制となることから、より分かり易い規則とするため、禁止期間と全長等の制限の条項を削除し、全て禁止区域等の条項に移行する改正を行う。

(2) 漁業権等に基づく種苗採捕の適用除外の対象の整理

これまで海面規則第36条ただし書及び第37条ただし書において第一種共同漁業を内容とする漁業権又は入漁権に基づき種苗を採捕する場合は、禁止期間及び全長等の制限の適用を除外していることから、新規規則第37条第3項において同様に規定する。

9 体長等の制限に係る規定におけるますの定義の整理（第37条第1項の表の第24号関係）

これまで本県において内水面規則第26条（大きさの制限）の「ます」については、「にじます」を含むと整理している。

特段の情勢の変化もないことから、これまでどおりの表記である「ます」の全長等の制限を規定する。

10 漁具又は漁法の制限及び禁止に係る規定の整理（第34条及び第35条関係）

現行海面規則においては、「水産動物」を対象として、第39条においては禁止の漁具漁法を、第40条においては漁具漁法の網目などの制限サイズを規定している。

また、現行内水面規則においては、「水産動植物」を対象として、第28条においては禁止の漁具漁法を、第29条においては漁具漁法の網目などの制限サイズを規定している。

規則の一本化に伴い、第34条（漁具漁法の禁止）及び第35条（漁具漁法の制限）において、海面及び内水面で項を分けて漁具漁法の制限・禁止を規定する。

また、内水面規則第30条において、あゆを対象に漁具の使用の制限を規定していることから、同様の制限を第34条第3項に規定する。

11 有害物質の遺棄漏せつの禁止に係る既設の除害設備の変更命令（第46条第2項関係）

海面規則第34条及び内水面規則第24条においては、水産動植物に有害な物の遺棄漏せつを禁止しており、資源保護培養上害があると認めるときは、その違反者に対して除害に必要な設備の設置を命ずることができる旨、規定している。

内水面規則第24条においては、規則例と同様に、既に設けた除害設備を改善するための変更を命ずることができるよう変更命令の規定を設けているが、海面規則においては、昭和40年の現行規則制定当時の状況を踏まえ、既設の除害設備変更を命令すべき事案が想定されなかったことから、当該変更命令の規定を設けなかったところである。

しかし、今後、海面において除害設備の変更を命令すべき可能性は否定できず、海面と内水面の規則を一本化することにより、河口付近における水産資源の保護培養上、統

一した規定とすることが望ましいことから、規則第 46 条第 2 項において、規則例と同様に既設の除害設備の変更命令を規定することとする。

12 特別採捕許可に係る手続規定の整備（第 48 条関係）

海面規則第 49 条及び内水面規則第 33 条に規定する試験研究等の適用除外のための特別採捕許可について、第 48 条において同様に規定するが、以下の事項については取扱いを見直すこととする。

（1）許可の条件（第 48 条第 4 項）及び許可証記載事項の変更許可（第 48 条第 6 項）の違反の罰則の見直しについて

今般、規則例において、特別採捕許可は、規則において制限禁止している事項の適用を除外するものであるという当該手続の趣旨に照らし、当該許可の条件に違反した場合の罰則の適用をなくし、元の制限禁止規定の違反として罰則を適用することとされたことから、本県の新規則においても規則例と同様に取り扱うものとし、許可の条件や許可証記載事項に違反した場合の罰則の適用を見直し、規則において制限禁止している事項の適用が除外されず、除外しようとした元の制限禁止の規定の違反として罰則を適用することとする。

（2）試験研究等の結果報告（第 48 条第 5 項）及び書換交付申請等の手続中に証明を受けた許可証写しの返納（第 48 条第 8 項で準用する第 25 条第 3 項）の違反の罰則について

試験研究等の終了後の結果報告（海面規則第 49 条第 5 項及び内水面規則第 33 条第 5 項）及び書換交付申請等の手続中に証明を受けた許可証写しの返納（海面規則第 49 条第 9 項で準用する第 11 条第 3 項及び内水面規則第 33 条第 9 項で準用する第 10 条第 3 項）については、新規則において同様に規定する。

13 停船命令（第 52 条関係）

海面規則第 54 条第 2 項において、停船命令の際には、検査・質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、L 旗、音響、投光器を用いて行うこととしてきたが、取締りの現場では全てを実施することは困難な場合もある。

このため、L 旗、音響、投光器の全てを実施しなくとも適切な方法で停船命令を行うことができるよう規則例が改正されたところ、本県においても、同様の問題が生じ得ることから、規則例と同様の規定とする。

14 添付書類の省略の規定の新設（第 2 条及び第 58 条関係）

行政手続の簡素化による漁業者等の行政手続に係る負担の軽減のため、第 58 条において規則例と同様に提出された添付書類と同一の添付書類を省略できる旨の規定を設ける。

また、海面規則第 3 条及び内水面規則第 3 条において、県内に住所を有しない者の漁業許可等の申請に当たり当該漁業者の住所地の知事の意見書（副申書）が必要な漁業を定めている。現行では許可等の実績がある漁業のみ規定しているが、今後、資源の状況や操業実態の変化に伴い、入漁許可の対象とする漁業の種類が変わる可能性もあることから、県外に住所を有する者の適格性等の審査に活用するため、全ての漁業の種類について意見書の提出を必要とする規定に改める。

15 罰則規定の見直し（第 59 条から第 62 条まで関係）

法に規定された罰則については法に基づき適用されることになるため、改正法に伴い法に規定された罰則については規則中から削除する。また、規則の見直しに伴い、新設又は削除された罰則の規定に関して所要の改正を行う。

16 不要規定の削除

（1）小型機船底びき網漁業の地域名称の削除（海面規則第 6 条関係）

小型機船底びき網漁業の地方名称については、本県において十分定着していると考えられ、規則に存置する必要性がなくなったことから、関係する規定を削除する。

（2）許可内容に違反する操業の禁止の規定の削除（海面規則第 15 条関係）

海面規則第 15 条において、漁業の許可の内容に違反して当該漁業を営んではならないことと規定され、海面規則第 59 条第 1 項第 1 号において罰則が規定されていたが、改正法により、知事許可漁業は大臣許可漁業の許可手続を法第 58 条において読み替えて準用し、法第 190 条第 4 号において、変更の許可を受けずに知事が定めた制限措置と異なる内容により知事許可を営んだ場合の罰則が規定されたことから、規則における関係する規定を削除する。

（3）漁船の総トン数及び馬力数の制限の規定の削除（海面規則第 46 条関係）

本規定で制限している事項については、全て知事許可漁業に係るものであり、今後は第 11 条第 1 項に規定する制限措置として制限することから、関係する規定を削除する。

（4）移植の禁止に係る規定の削除（内水面規則第 32 条の 2 関係）

外来魚の移植制限については、「都道府県内水面漁業調整規則例の一部改正（外来魚の移植制限）について」（平成 4 年 9 月 18 日付け 4 水振第 1775 号水産庁長官通知）により当該規定を設けるよう通知があったことを受けて、本県では平成 5 年に内水面規則を改正し、ブラックバス及びブルーギルの移植制限の規定を新設したところである（現在までに本県においては移植の許可の事例はない。）。

その後、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法第 78 号。以下「外来生物法」という。）が制定され、全国的に規制すべき外来生物については、特定外来生物として、環境大臣及び農林水産大臣の許可を受けた場合を除き、飼養、栽培、保管又は運搬が禁止されている。

このたび、規則例においては、外来生物法による規制が既になされている魚種があることを踏まえ、移植の禁止に係る規定が削除されたところである。

本県においては、外来生物法の制定後もブラックバスやブルーギルの違法な移植行為への対応に万全を期すため、外来生物法の規制が十分に定着するまでの間、規則に基づく規制を存置してきたところであるが、その後、時日の経過に伴い、外来生物法による規制が広く一般に定着していると判断されることから、規則例と同様に本規定を削除する。

- (5) 様式の削除（〔第3条、第8条第1項、第16条第2項、第21条、第24条、第27条、第33条第3項及び第9項、第47条第2項並びに第48条第2項及び第3項〕、〔海面規則第4条、第5条、海面規則第8条第1項、海面規則第10条、海面規則第16条第1項、海面規則第17条、海面規則第21条第2項、海面規則第46条第2項並びに海面規則第49条第2項、第3項及び第7項〕、〔内水面規則第4条、第5条、内水面規則第7条第1項、内水面規則第9条、内水面規則第14条第1項、内水面規則第15条並びに内水面規則第33条第2項、第3項及び第8項関係〕）

海面規則第5条第2号及び内水面規則第5条第2号に規定する漁業権の申請書の様式について、当該申請書の記載事項については漁業法施行規則第25条第1項に規定されている。また、海面規則第5条第1号及び内水面規則第5条第1号に規定する漁業権行使規則の認可申請書及び内水面規則第5条第3号に規定する遊漁規則の認可申請書について、法において規則で定める旨は規定されておらず、規則において定めなくても、県のホームページ等で周知すればその目的を十分達成できるため、規則例においても当該規定が削除されたことを踏まえ、同様の改正を行う。

また、漁業許可等の手続に係る書類の様式（第3条に規定する代表者の選定の届出、第8条第1項に規定する許可等の申請書、第16条第2項に規定する変更の許可の申請書、第21条の資源管理の状況等の報告事項、第24条の許可証の記載事項、第27条の許可証の書換え交付の申請書、第47条第2項の漁場内の岩礁破碎等の許可の申請書、第48条の試験研究等の適用除外のための許可等の申請及び許可証）、内水面における水産動植物の採捕の許可の手続に係る書類の様式（第33条第3項の許可の申請書、同条第9項の許可証の記載事項、同条第13項において準用する第27条の許可証の書換え交付の申請書）については、今後の電子申請への対応も見据え、規則例と同様、様式の記載事項を規定する形式に改める。

- (6) 形式的な修正（第8条第2項、第11条第7項及び第8項、第17条、第19条第2項、第25条第1項及び第2項、第26条、第28条から第31条、第32条、第44条から第48条まで、第50条並びに第53条から第56条まで関係）

条項の移動等、形式的な変更が行われた規則例と同様の改正を行う。

17 規則例に規定されたものの本県規則を改正しない理由

- (1) 継続許可を規定しない理由（規則例第14条第1項第1号及び第2項関係）

本県の知事許可漁業においては、複数の漁業種類の許可を受有し、その時々々の資源状況等に応じて操業するため、操業実績が近年ない者が許可を受有している場合も多いが、継続を導入した場合のデメリットとして、こうした操業実績がない者からの申請についても拒むことができず、許可等が権利化してしまうおそれがある。

については、従来どおり、全ての知事許可漁業について一斉更新制をとり、更新のたびに許可等を必要とする者を確認するとともに必要に応じて許可枠等を見直していくことが適当であることから、継続許可は導入しない。

- (2) 特定の漁業の許可（規則例第32条関係）を規定しない理由

規則例第32条において、法第119条に基づく漁業の許可として、制限措置を知事が

定めのないものや、公示して許可等の申請を募る手続にそぐわない新技術の開発に関する試験研究、企業化等のための許可の規定が設けられたところであるが、本県においては、具体的に想定される漁業がないことから、当該規定を設けないこととする。

(3) 夜間採捕禁止を時刻で定めない理由（第 42 条関係）

「夜間」は時期により変化するため、時刻で定めることは「夜間採捕禁止」の主旨に合わないこと、また、日出入り時刻は国立天文台 WEB サイト上から年月日ごとに特定することができるため、「夜間」を時刻では規定しない。

第 3 その他の改正

1 許可漁業から禁止漁業への移行（第 32 条第 1 項第 3 号関係）

第 32 条第 3 号として、「空釣り縄」を追加する。

2 そう魚及びれん魚の禁止期間等の見直し（第 37 条第 1 項及び第 2 項関係）

そう魚及びれん魚は食料増産の目的で明治時代から第二次世界大戦前にかけて移植され、戦中戦後のたんぱく源として利用されていたことから、昭和 35 年に内水面規則を改正し、産卵期である 6～7 月の親魚（60 cm 以上）の繁殖保護のため禁止期間を設け、その後、昭和 41 年に内水面規則を改正し、卵稚仔魚の保護を目的として、卵の採捕禁止を規定した。

時日の経過に伴い、近年においては利用実態がなくなり、平成 25 年の漁業権一斉切替の際に隣接都県と共有免許となっている利根川（千葉県、茨城県、埼玉県）及び江戸川（東京都、千葉県、埼玉県）の漁業権魚種からも削除されたほか、刺し網などの漁具破損被害等、漁業者からは漁業への悪影響があるとの意見もあり、繁殖保護の必要性がなくなったことから、関係規定を撤廃する。

3 うなぎ稚魚漁業の許可漁業化に伴う全長等の制限の適用除外規定の追加（第 37 条第 3 項関係）

これまで、海面又は内水面において養殖用種苗としてうなぎ稚魚を採捕する場合には、特別採捕許可によりそれぞれ海面規則第 37 条又は内水面規則第 26 条の全長等の制限の適用を除外してきたところである。

今後、うなぎ稚魚漁業を許可漁業に移行するに当たり、当該漁業許可に基づいて採捕する場合は、特別採捕許可が不要となるよう措置する必要があることから、規則例第 37 条第 1 項のただし書と同様、当該許可に基づいて採捕する場合には、全長の制限が適用除外されるよう措置する。

4 漁具漁法の制限及び禁止に係るただし書の新設（第 35 条第 1 項関係）

(1) 第 1 種共同漁業を内容とする組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合

海面規則第 40 条では、あさりやはまぐりをとることを目的とする貝まき漁具について、海面規則第 37 条の殻長制限サイズ以下のあさりやはまぐりが採捕されないよう、かご目、網目又はすの目を規制している。

共同漁業権漁場内で発生したあさりやはまぐりの稚貝を貝まき漁具により種苗とし

て採捕する場合、海面規則第 37 条の殻長制限については、ただし書により制限が適用除外されるが、殻長制限とリンクする第 40 条の漁具の制限が適用除外されないため、特別採捕許可により適用除外を受ける必要がある。

近年、千葉県におけるあさりの漁獲量は、主漁場である東京湾での貧酸素水塊・青潮の発生や、ウミグモの寄生等により激減している。また、稚貝の発生は見られるものの、波浪の影響等が原因と想定される冬季の減耗により、成貝サイズに達する前に減耗し、あさり等の二枚貝漁業は深刻な状況となっている。

こうした中、稚貝の移植放流などの取組は、貝類漁業を存続させるために欠かせない取組となっており、今後もさらなる有効利用の方策を講じていく必要があるため、制度面においても漁業権者である漁協が現場の状況に応じて迅速かつ機動的に種苗を管理できるように措置する必要がある。

以上のような理由から、第 37 条第 3 項と同様に、第 1 種共同漁業の内容となっているはまぐり、ちょうせんはまぐり及びあさりを貝まきにより組合員行使規則に基づいて種苗として採捕する場合には、漁具の制限が適用除外されるようただし書に規定する。

(2) 第 4 条第 1 項に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合

これまで、内水面においてふくろ網を使用して養殖用種苗としてうなぎ稚魚を採捕する場合には、特別採捕許可により内水面規則第 26 条の体長等の制限の適用を除外するとともに、内水面規則第 29 条のふくろ網の網目制限の適用を除外してきたところである。

今後、うなぎ稚魚漁業を許可漁業に移行するに当たり、当該漁業許可に基づいて採捕する場合は、特別採捕許可が不要となるよう措置する必要があることから、第 37 条第 3 項と同様、当該許可に基づいて採捕する場合には、ふくろ網の網目制限が適用除外されるよう措置する。

5 操業禁止区域等のうち、許可漁業に係る規定の削除（第 38 条関係）

海面規則第 43 条で禁止区域を規定している漁業種類のうち、許可漁業に係る規定（中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業及びぱっち網漁業の操業禁止区域）については、今後は許可等の条件又は制限措置として措置することが適当であることから、これらの規定を削除することとする。

なお、自由漁業に係る規定（爪を付した手押しころばし漁業、建干網漁業及びはぜひき網漁業の操業禁止区域）については、引き続き、存置することとする。

6 宝石さんごの採捕禁止に係る規定の新設（第 40 条関係）

宝石さんごの採捕については、平成 27 年度以前は規制がなかったが、「国内の宝石サンゴ資源の管理について」(平成 27 年 10 月 20 日付け 27 水管第 1450 号水産庁長官通知)の発出を受け、速やかに管理強化を図るため、随時的な規制として、平成 28 年度から委員会指示を毎年発動し、一般採捕を禁止（試験研究のため承認を受けた場合は除外）している。

本県においては、委員会指示に基づく採捕承認の実績はないが、本県海面は宝石サンゴの生息の北限とされ、近隣の東京都島部では許可漁業の実態があることから、違法な

採捕を未然に防止する必要性は高く、今後とも継続的な管理を行っていくためには、随時的な規制ではなく固定的な規制とする必要があるため、規則において一般採捕禁止を規定する。

7 かじき等流し網漁業に係る省令の規定見直しに伴う規定の新設（第 41 条関係）

令和 2 年 7 月 8 日に指定漁業の許可及び取締り等に関する省令が改正され、従前、特大省令において規定されていたかじき等流し網漁業に係る規定が見直された。

この改正においては、かじき等流し網漁業の定義等の変更に伴い、特大省令において知事許可漁業により管理してきた海域（特大省令第 3 条第 1 項ただし書）については従前の特大省令の規制の大部分が措置されないこととなった。

水産庁からは、特大省令の規制のうち以下の規制については WCPFC の保存管理措置の遵守のために必要な規制であることから、関係道県の規則において措置するよう指示があったため、これらを規定することとする。

8 遊漁者等の漁具又は漁法の制限に係る試験研究のための適用除外（第 45 条第 2 項第 3 号関係）

【改正理由】

昭和 38 年の規則例改正の際、遊漁者等の漁具漁法の制限について、試験研究のため水産動植物を採捕する場合には当該制限が適用されないよう除外規定が設けられた。当時、本県では不漁対策のための漁法転換や大量発生した資源を短期的に利用するための規制の適用除外を行うなど特別採捕許可による試験操業の事案が複数あった中、規則例どおり試験研究のための採捕の適用除外を認めた場合に試験研究と称した違法操業が行われる懸念があったことから、昭和 38 年の規則例改正を受けた昭和 40 年の規則制定の際は、規則例どおりとはせず、当該適用除外の規定を設けなかったところである。

そのため、試験研究のための採捕について、遊漁者等の使用が認められていない漁具漁法を使用する場合には、試験研究を行う者が試験研究機関であっても、漁協や民間会社であっても一律に海面規則第 48 条を適用除外する特別採捕許可を受けるよう指導してきたところである。

一方、近年、東京湾における各種公共事業に付随する環境アセスメント調査やあさり資源の減少の一因となったウミグモの生息状況調査など試験研究機関による試験研究の事例が多くなっているが（年間 100～200 件ある試験研究のための特別採捕許可のうち、公的な試験研究機関によるものが 50～100 件ある。）、試験研究機関が行う場合については、もっぱら小型の調査用採泥器やプランクトンネットなど、調査専用の漁具が使用される場合が多く、採捕量はわずかであり、また、漁協などの関係者とも連絡調整が図られていることから、漁業調整上も資源保護上もななら問題が起きていないところである。

こうした状況を踏まえ、試験研究のための採捕のうち、試験研究機関が実施するものについては、遊漁者等の漁具漁法の制限を継続しておく必要性が乏しいことから、規則例と同様に、遊漁者等の漁具漁法の制限の適用除外の対象に追加する。ただし、試験研究と称して、遊漁者等が使用できない漁具又は漁法により、不正に採捕を行うことのないよう、適用除外の対象となる者を試験研究機関に限定することとする。

9 漁具の標識に係る刺し網漁業の漁業種類の整理（第 56 条第 1 項関係）

海面規則第 58 条第 1 項第 2 号において、許可制としている流しさし漁業の漁業種類を全て規定している。

流し刺し網漁業のうち、かじき等流し網漁業については、特大省令第 16 条において義務付けられていた漁具の標識の規定が、漁業の許可及び取締り等に関する省令においては、知事許可漁業に適用されないこととなるが、本県における使用船舶も 100 トン以上あり、漁具も 12 km 以内と長いため、他の漁業の操業の安全上、引き続き、規則において漁具の標識の設置義務を規定しておく必要があることから、規則に個別に規定することとする。

第 4 現行規則のうち、規則例に規定がないものの引き続き、存置する規定

1 落ちのりの採取禁止（第 39 条）

海面規則第 44 条で規定する落ちのりの採取禁止については、過去に、地元漁協の組合員以外の者等による落ちのりの採取によりトラブルが起きたことを受け、漁場管理上の必要性から現行海面規則制定以前から規定されている。

時日の経過に伴い、実態が変化している可能性もあることから、今回、のり養殖業を内容とする区画漁業権の免許を受けている漁協に対し、実態を調査した。

その結果、養殖方法の改良により、落ちのりが発生することは少なくなり、採取の実態はなくなったが、トラブル防止のために当該規制を継続してほしいとの意見が大半であり、組合員以外ののり養殖漁場への侵入によるトラブルもある中、当該規制が漁場管理に一定の役割を果たしていると判断されることから、引き続き規則に存置しておくこととする。

なお、海面規則第 44 条第 1 項ただし書において、許可制の規定（のり養殖業者以外への許可を想定）を置いているが、これは採取の規制措置を導入した当時、地元漁協の組合員以外の者で落ちのりの採取を生業とする者もいたことから、当時、生業としている者については規制後もその採取を一定程度認めるために許可制を導入したものと推察されるが、落ちのりの採取の実態がなくなる中で、長年に渡って許可の発給の実態はなく、今後、採取を許可していく状況も想定されないため、許可制を廃止することとする。

2 電気設備の制限の規定（第 43 条関係）

海面規則第 45 条において、火光利用さば漁業の集魚灯の電気設備の容量を制限しているが、その対象は海面規則第 7 条第 1 項第 4 号に規定される許可漁業のほか、総トン数 5 トン未満の船舶による自由漁業も含めて規制しているため、第 11 条第 1 項に基づく許可の制限措置又は第 13 条に規定する許可等の条件にそのまま移行することはできない。

また、さば資源は広域回遊するため、千葉県から静岡県海面に連続して漁場が形成され、東京、神奈川、静岡及び千葉の一都三県が連携して調整を行っており、さば漁場を持つ東京、静岡及び千葉の一都二県の規則に電気設備の制限を規定することとして漁業者間の合意が得られ、現在まで漁業秩序が維持されている。

これらの理由から、当該規定については、引き続き規則に存置しておく必要がある。

第 5 附則関係

1 施行期日等

(1) 施行日（附則第1項）

改正法の施行日（令和2年12月1日）から施行する。

なお、第4条第1項第20号に規定するうなぎ稚魚漁業については、漁業許可への移行に伴う、管理体制や採捕秩序維持等への影響の検証を行い、関係者との調整にも時間を要することから、経過措置が必要であり、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）附則第2条に規定する日の翌日（令和5年12月1日）から施行する。

(2) 現行規則の廃止（附則第2項）

廃止制定の方式とすることから、新規則の制定に合わせて現行規則を廃止する旨を規定する。

2 経過措置（附則第3項から第7項まで）

改正法附則（第8条及び第29条）により、漁業許可やその他の処分等（内水面の採捕許可や特別採捕許可など）の効力について経過措置が設けられているが、規則例の本則において、法定された知事許可漁業などの一連の手續や規制事項について漁業者等が適切に理解できるよう、確認的に記載された趣旨を踏まえ、改正法附則（第8条及び第29条）に相当する確認的規定として、附則第3項から第5項までを規定する。

また、内水面規則第13条に規定する「採捕の許可の内容」に違反する採捕の禁止については、今後は「許可の条件」により規制するため、新規則においては当該許可の内容違反禁止を規定していない。一方、施行日前に当該許可を受けた場合は、改正法附則第29条の規定により、当該許可の有効期間まで許可証は有効となることから、施行日以降にした当該許可の内容違反に対応するため、附則第6項において、「採捕許可の内容」を「許可の条件」とみなす規定を設ける。

さらに、今般、規定から削除する条項について、違反した場合には、改正前規則の罰則規定に基づき処罰されるが、改正前にこれらの違反行為がなされ判決が確定していない場合は、刑事訴訟法の規定により免訴となることから、これらの規定の廃止後も廃止前と同様に処罰できるようにするため、附則第7項において経過措置を設ける。